

札幌市「シニアワーキングさっぽろ 2022 開催業務」に係る公募型企画提案について、
下記のとおり告示する。

2022 年 4 月 18 日

札幌市長 秋元 克広



記

1 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目
札幌市経済観光局産業振興部雇用労働課
電話(011)211-2278

2 契約に関する事項

(1) 業務名

「シニアワーキングさっぽろ 2022 開催業務」

(2) 業務内容

企業の人材確保と高齢者の就労支援のため、以下の業務を行う。

ア 人事・採用担当者を主な対象とした、高齢者雇用のノウハウを学ぶセミナーを実施する。

イ 高齢者と企業とのマッチングを図るため、仕事内容を実際に高齢者が体験することができる体験付き仕事説明会を実施する。

なお、詳細は「シニアワーキングさっぽろ 2022 開催業務 企画提案仕様書」による。

ウ 事業の効果測定のため、仕事説明会来場者への追跡調査を実施する。

(3) 履行期間

契約締結の日から 2023 年 3 月 24 日(金)まで

(4) 契約に至るまでの流れ

ア 企画提案参加者の募集及び企画提案書の受付

イ 書面審査の実施(企画提案書提出者が 5 者以上の場合)

ウ 企画提案書のプレゼンテーションの実施

エ 企画競争実施委員会による審査

オ 上記エの審査で、最も高い評価を受けた 1 者を契約候補者として選定

カ 上記オの契約候補者と所定の手続きを経て、委託契約を締結する。

なお、企画競争の応募方法及び提出書類等の詳細については、「シニアワーキングさっぽろ 2022 開催業務 企画提案実施要領」及び「シニアワーキングさっぽろ 2022 開催業務 企画提案仕様書」による。

(5) 提出書類及び期日

ア 企画提案意思確認書を 2022 年 4 月 27 日(水)16 時 00 分までに契約担当部局に提出すること

イ 企画提案提出書及び企画提案書を 2022 年 5 月 10 日(火)16 時 00 分までに契約担当部局に提出すること

なお、提出様式は札幌市公式ホームページに公開するほか、上記 1 契約担当部局にて配布する。

<https://www.city.sapporo.jp/keizai/koyo/jigyo/senior-working2022.html>

3 参加資格

(1) 応募者の範囲

この企画提案に応募できるのは、民間企業、NPO法人、公益法人その他の法人及び法人以外の団体並びに個人(以下「企業等」という。)とする。

(2) 応募者の条件

次の全ての条件に該当する企業等のみ、応募することができる。

ア 札幌市内に活動拠点(本社又は営業所等)を有しているもの

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないもの

ウ 企画提案書の提出期限において、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けていないこと。

エ 平成4～令和7年度札幌市競争入札参加者名簿登載者であるもの

オ 札幌市の契約規則に基づく契約者としての不適格要件に該当しないもの

カ 札幌市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないもの

キ 会社更生法による更生手続き開始の申し立てがなされているもの又は民事再生法による再生手続き開始の申し立てがなされているもの(手続き開始の決定後のものは除く。)等経営状態が著しく不健全なものでないこと。

ク 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第1項第2号の規定によるもの)に該当しないもの。又は暴力団の構成員、暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しないものが経営、運営に関係しないもの

ケ 政治団体(政治資金規正法第3条の規定によるもの)に該当しないもの

コ 宗教団体(宗教法人法第2条の規定によるもの)に該当しないもの

サ 企画提案方式による応募を行う時点において、法令に違反する事実がなく、かつ、事業を実施する時点において法令に違反しないことが確実であると認められること。

(3) 共同企業体(JV)の参加について

複数企業による共同企業体(JV)での応募は認めない。

4 仕様書等の取得方法

令和4年4月18日(月)から札幌市公式ホームページに公開する。

<https://www.city.sapporo.jp/keizai/koyo/jigyo/senior-working2022.html>